

公 の 施 設 の 管 理 運 営 に 関 する 方 針

平 成 2 3 年 3 月
近 江 八 幡 市

目 次

趣旨	1
公の施設の定義	1
公の施設の管理運営イメージフロー	2
検討項目	3
見直しに伴う個別検討項目	4
1 指定管理者制度の適用	4
2 業務の民営化に伴う(民間事業者への)譲渡・貸付	5
3 施設の譲渡(公共的団体等への譲渡)	6
4 施設の貸付(公共的団体等への貸付)	6
5 施設の統合	6
6 地方独立行政法人への移行	7
その他の検討項目	7
施設の管理運営状況及び見直しの方向性と課題〔別表〕	7

趣 旨

本市は、平成 22 年 3 月 21 日の合併により、旧市町において住民の福祉を増進することを目的に設置された多くの公の施設を、1 つの地方公共団体として管理運営していくこととなりました。

合併前の両市町では、地方分権の進展と厳しい財政状況、そして少子高齢化による人口減少時代の到来に加え、住民ニーズの多様化という社会的背景を受け、平成 17 年度から平成 21 年度の 5 年間で行政改革に取り組み、抜本的な見直しを進める中で公の施設についても効率的な管理運営に努めてきたところです。しかし、社会情勢の変化は想像以上に速く、施設の役割が時代の要請や市民ニーズに合致しているかを定期的に見直すことが、ますます重要になってきています。

また、公の施設の維持管理には毎年多くの経費を要している状況であり、今後さらに、施設や設備の老朽化により維持管理経費が増加していくことが予測されます。

こうしたことから、公の施設の効率的・効果的な管理運営を図るため、引き続き施設の活用状況と管理運営の検証を行い、見直しに取り組むための方針を定めます。

公の施設の定義

公の施設とは、地方自治法第 244 条第 1 項に規定する施設のことです。

具体的には、次の 4 点により判別することとなります。

- 住民の福祉を増進する目的をもって設けるものであること
- 住民の利用に供するためのものであること
- 施設であること
- 地方公共団体が設けるものであること

また、公の施設の設置については、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき条例の制定が必要です。

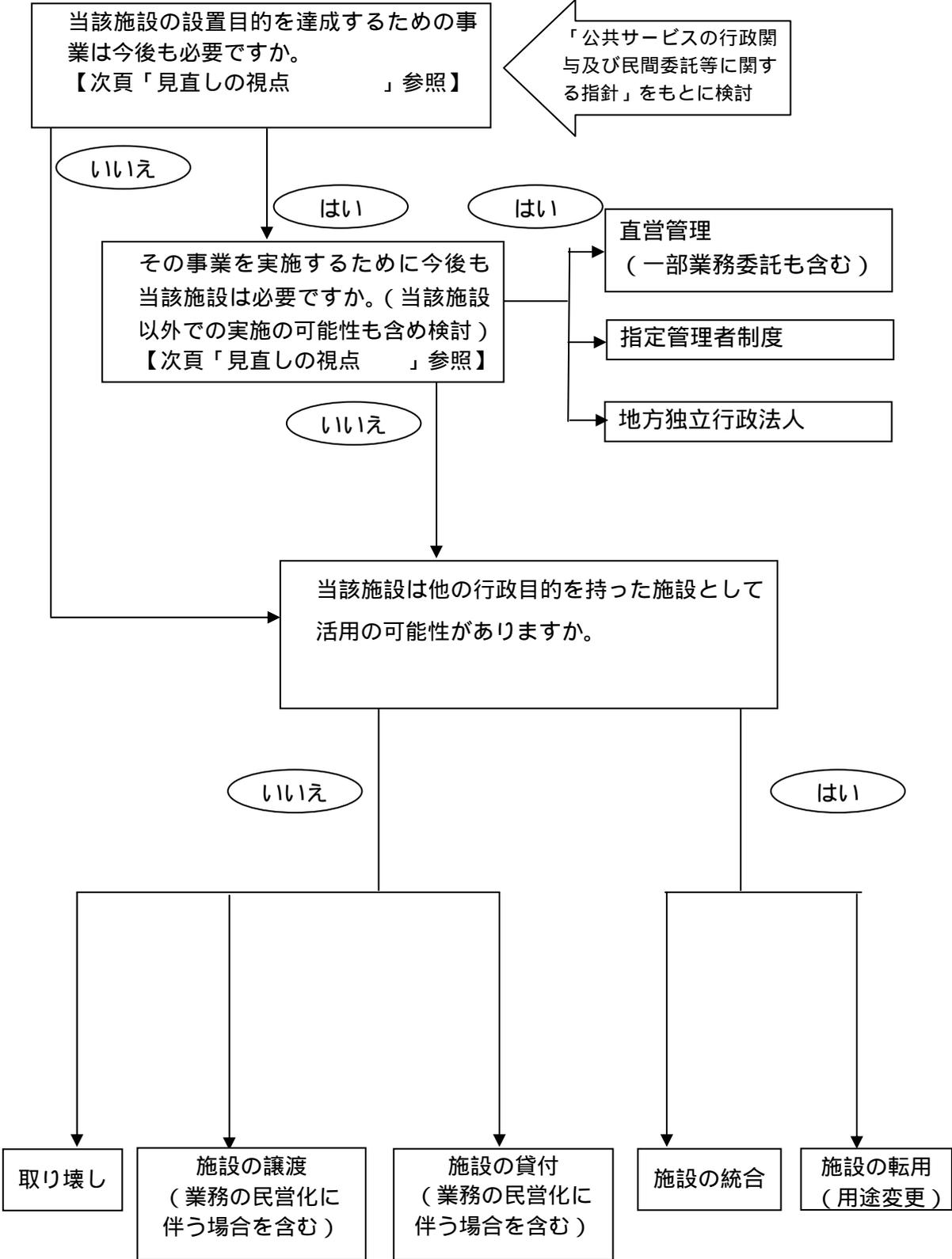
地方自治法第 244 条第 1 項

普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を設けるものとする。

地方自治法第 244 条の 2 第 1 項

普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

公の施設の管理運営イメージフロー



条例の改廃等の手続きが必要になります。

・検討項目

公の施設を管理している課（以下「施設所管課」という。）において、「施設が今後
も必要な施設なのか」「公の施設として存続させるのか」について、施設の設置目的
と管理運営状況から十分に検討を行います。

また、施設を存続する場合には、効率的な管理運営、利用者の視点に立った管理運
営などの視点から検証し、今後の施設の管理運営を明らかにします。

(1) 施設の必要性の検討

当該公の施設が設置されて以降、社会情勢や経済状況、住民ニーズがどのように
変化してきたかを分析し、公の施設としての機能が実質的に失われていないか、今
も真に必要なのかといった視点から見直し、廃止も含めた検討を行います。

見直しの視点

設置目的に照らし、既に役目を終えた施設ではないか
社会の変化により設置目的が市民ニーズとずれてきていないか
類似の施設を国・県又は民間が設置していないか
合併により類似の施設が重複していないか
利用状況が著しく低く、今後もその状況が改善されることはないのか
実質的に利用者が特定され、今後もその状況が改善されることはないのか

(2) 公の施設の管理運営の検討

公の施設の管理運営について、効率化と利用者の視点から見直します。

効率的な管理運営

現状では、施設所管課ごとに公の施設の管理運営を行っていますが、施設の
効率的な管理運営を図るために、横断的な視点からの見直し検討を行います。

- ア 将来的な需要を考慮しているか
- イ 類似施設を一括管理するなど、スケールメリットを發揮できないか
- ウ 隣接の施設を一括管理するなど、効率化が図れないか
- エ 施設の目的を変更し、他のサービスと併せて提供するなど、効率化が図
れないか

利用者の視点に立った管理運営

公の施設を存続する場合、「当該公の施設が利用者の視点に立った管理運営と
なっているか。」について次のような視点から検討を行います。

- ア 利用者ニーズを把握しているか
- イ 休館日や開館時間などは適切な設定となっているか
- ウ 利用者にとって利用しやすい状態となっているか

見直しに伴う個別検討項目

1 指定管理者制度の適用

1) 指定管理者制度を導入する施設の検討

現在、直営で管理している施設について指定管理者制度を導入することにより効率的・効果的な運営が可能となる場合は、指定管理者制度への移行を検討します。

また、指定管理者制度を適用する場合、原則として公募を行うこととなります。特別の理由がある場合は、公募しないことも可能ですが次の事項を踏まえ整理することとします。

(1) 公募する場合

民間事業者等に任せることについて、法令上制限がない。

基本的に使用料によって運営するべき収益施設である。

同種または類似のサービスを提供している民間事業者等が存在する。

サービスの専門性、特殊性等を勘案しても、民間事業者等によるサービスの提供が可能である。

民間事業者等に任せることで、運営する日、時間、運営内容等のサービスの向上が期待できる。

民間事業者等に任せることで、集客力や稼働率の向上が期待できる。

民間事業者等に任せることで、施設の維持管理費用の縮減が期待できる。

(2) 公募しない場合

地域と密着した施設であり特定の団体等を指定することが望ましい施設

現に地域等が維持管理費を負担し、管理している施設

公募することにより経費が増加する見込みのある施設

2) 指定管理者制度を導入する施設

指定管理者制度を導入する場合は、指定管理者制度に関する事務処理要領に基づき事前検証を行い具体的に進めます。

指定管理者制度を導入することは単なる経費の削減ではありません。導入後にサービス水準の低下を招かないためにもフォローアップとして定期的なモニタリングを行います。また、指定期間が終了する年には今までの利用状況から施設の必要性や管理運営のあり方についての再検証を行います。

3) 指定管理者制度を適用するメリットとデメリット及び留意点

メリット

民間のノウハウを活用することにより、利用者に利便性の向上を図ることができる。

管理団体の法人格の有無に関わらず指定管理者とすることができる。
配属されていた職員を他の部署への配置転換することができ、職員の総数削減につながる。

デメリット及び留意点

指定管理者が経営破たんした場合には、サービスの提供が停止する。
指定管理者の選定手続きには、1年程度の期間が必要である。
効率的な運営が可能かを十分に検討せずに指定管理者制度を導入すると、かえって管理経費の増大を招くことがある。
公の施設の管理者として適切な指定管理者を選定し、かつ、管理運営に関し適切なモニタリングを実施しないと、施設の安全管理上の問題や利用者へのサービスの低下が起こる可能性がある。

2 業務の民営化に伴う(民間事業者への)譲渡・貸付

民間においても同様の業務を行っている場合は、施設を民間へ譲渡・貸付することについても検討を行います。この場合、当該施設の設置条例の廃止が前提条件となります。

民営化のメリットとデメリット及び留意点

メリット

民間のノウハウを活用することにより、利用者の利便性の向上が期待できる。

施設の管理運営経費の削減につながる。

配属されていた職員を他の部署への配置転換することができ、職員の総数削減につながる。

雇用の拡大につながる可能性がある。

デメリット及び留意点

民営化により行政のコントロールが効かなくなる。

補助金などの財政的支援を伴う場合がある。

譲渡・貸与を受けた民間事業者が経営破たんした場合にサービスの提供が停止する。

3 施設の譲渡(公共的団体等への譲渡)

国や県の補助金を受けて地元の施設整備を行ったため、近江八幡市の名義を使用している施設があります。

このような施設の多くは、管理費用を地元が負担し管理していることから、地元などの団体に譲渡、若しくは貸付による施設管理など、今後の管理運営についての検討を行います。

ただし、当該施設の管理を行うこととなる団体(自治会等)が法人格を持っていない場合は譲渡が不可能となり、当面、施設の貸付による管理となることがあります。

なお、団体(自治会等)が地縁団体等の法人格を有することになった段階で、譲渡に向けた検討が必要になります。

また、公の施設を譲渡する場合は、設置条例の廃止が前提となります。

施設の譲渡のメリット

不要となった施設を放置するのではなく処分をすることにより、周辺への安全管理が適切に実施できる。

管理経費の削減につながる。

市税の収入源となる。

4 施設の貸付(公共的団体等への貸付)

施設の貸付の場合、施設の管理費用等について明確にする必要があるとともに、契約の更新等の財産管理に伴う事務手続が前提となります。

5 施設の統合

効率的な施設の管理運営を進めるためには、各所属で所管している施設だけを検討するのではなく、隣接している施設をまとめて管理運営する視点からの検討も行います。

施設統合のメリット

類似施設を一括管理することにより効率化が図れる。

隣接の施設を一括管理することにより効率化が図れる。

施設の目的を変更し、他のサービスと併せて提供することにより効率化が図れる。

6 地方独立行政法人への移行

施設における業務内容によって、地方独立行政法人による施設の管理運営が可能なものもあり、地方独立行政法人による管理運営の視点からの検討を行います。

なお、地方独立行政法人が行える業務は、地方独立行政法人法第21条に業務の範囲が定められており、地方独立行政法人の設置及び業務の移行については、それぞれの業務の性質に応じた検討が必要となります。

また、業務のみならず地方交付税などの歳入事項や業務内容に応じた検討も必要になります。

地方独立行政法人法第21条

地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款に定めるものを行う。

- 1 試験研究を行うこと
- 2 大学又は大学及び高等専門学校の設置及び管理を行うこと。
- 3 主として事業の経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てる事業で、次に掲げるものを経営すること
 - イ 水道事業（簡易水道事業を除く）
 - ロ 工業用水道事業
 - ハ 軌道事業
 - ニ 自動車運送事業
 - ホ 鉄道事業
 - ヘ 電気事業
 - ト ガス事業
 - チ 病院事業
 - リ その他政令で定める事業
- 4 社会福祉事業を営すること
- 5 公共的な施設で政令に定めるものの設置及び管理を行うこと（前三号に掲げるものを除く。）
- 6 前各号に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。

その他の検討項目

公益法人等の見直し

公の施設の管理運営のあり方を検討する際には、当該施設の管理を目的に設置され、本市が出資している財団法人等についても、その役割と行政関与のあり方について検討を行います。

施設の管理運営状況及び見直しの方向性と課題（別表）

公の施設の管理運営状況と管理運営において検討すべき課題を次ページ以降にまとめました。これらの施設については、今後も社会情勢や市民ニーズに対応した管理運営ができていないかを定期的に検証します。

「施設の管理運営状況及び見直しの方向性と課題」別表

施設番号	施設名 (平成22年12月末現在で設置条例が施行されている施設)	区分 (欄外 1参照)	平成22年度の管理形態		今後の管理運営の見直しの方向性や検討すべき課題等	所管部署
			管理形態	備考		
1	1 八幡コミュニティセンター	文教施設	直営管理			まちづくり支援課
	2 島コミュニティセンター	文教施設	直営管理			まちづくり支援課
	3 沖島コミュニティセンター	文教施設	直営管理			まちづくり支援課
	4 岡山コミュニティセンター	文教施設	直営管理			まちづくり支援課
	5 金田コミュニティセンター(金剛寺町)	文教施設	直営管理			まちづくり支援課
	6 桐原コミュニティセンター	文教施設	直営管理			まちづくり支援課
	7 馬淵コミュニティセンター	文教施設	直営管理			まちづくり支援課
	8 北里コミュニティセンター	文教施設	直営管理			まちづくり支援課
	9 武佐コミュニティセンター	文教施設	直営管理			まちづくり支援課
2	マルチメディアセンター	文教施設	指定管理者制度		指定期間【平成21年4月1日~平成24年3月31日】 (欄外 2参照)	情報政策課
3	指定文化財旧伊庭家住宅	文教施設	直営管理		活用方法及び管理方法について検討する	地域文化課
4	安土匠の里	文教施設	直営管理			地域文化課
5	1 特別史跡安土城跡前駐車場	産業振興施設	直営管理		平成23年4月から指定管理者制度を導入する 指定期間【平成23年4月1日~平成24年3月31日】 (欄外 2参照)	地域文化課
	2 特別史跡安土城跡ガイダンス施設	産業振興施設	直営管理			
6	かわらミュージアム	文教施設	直営管理		平成24年4月からの指定管理者制度導入に向け調整する	地域文化課 かわらミュージアム
7	1 郷土資料館	文教施設	直営管理		資料館・かわらミュージアムのあり方検討プロジェクト委員会で、今後の管理運営の方向性を検討する	地域文化課 資料館
	2 歴史民俗資料館	文教施設	直営管理			
	3 指定文化財旧伴家住宅	文教施設	直営管理			
8	重要文化財旧西川家住宅	文教施設	直営管理		資料館・かわらミュージアムのあり方検討プロジェクト委員会で、今後の管理運営の方向性を検討する	地域文化課 資料館
9	文化会館	文教施設	直営管理		施設のあり方について検討する	地域文化課 文化会館
10	看護専門学校	文教施設	直営管理		看護専門学校のあり方検討委員会からの提言(H21)を 基に、取り組みを進める	看護専門学校
11	近江八幡駅北口東側自転車駐車場	基盤施設	指定管理者制度		指定期間【平成21年4月1日~平成24年3月31日】 (欄外 2参照)	生活安全課
12	駅南防犯ステーション	基盤施設	直営管理			生活安全課
13	安土コミュニティ防災センター	基盤施設	直営管理			生活安全課
14	いきいきふれあいセンター	社会福祉施設	指定管理者制度		指定期間【平成23年4月1日~平成24年3月31日】 平成23年度中に、施設のあり方や今後の維持管理手法に ついて検討する	男女共同参画・人権施策課
15	1 八幡町第1共同浴場	社会福祉施設	指定管理者制度		指定期間【平成23年4月1日~平成26年3月31日】 (欄外 2参照)	環境課
	2 末広町第2共同浴場	社会福祉施設	指定管理者制度		指定期間【平成23年4月1日~平成24年3月31日】 (欄外 2参照)	環境課
16	1 八幡納骨堂	基盤施設	地元自治会等 による利用と 日常管理			環境課
	2 堀上納骨堂	基盤施設	地元自治会等 による利用と 日常管理			環境課
	3 住吉納骨堂	基盤施設	地元自治会等 による利用と 日常管理			環境課
17	1 幣ノ木墓地	基盤施設	地元自治会等 による利用と 日常管理			環境課
	2 末広墓地	基盤施設	地元自治会等 による利用と 日常管理			環境課
18	一般廃棄物最終処分場	基盤施設	直営管理			一般廃棄物最終処分場
19	さざなみ浄苑(火葬場)	基盤施設	直営管理			環境課
20	第1クリーンセンター	基盤施設	直営管理	休止中		環境課
21	第2クリーンセンター	基盤施設	直営管理			第2クリーンセンター
22	総合福祉センター	社会福祉施設	指定管理者制度		指定期間【平成21年4月1日~平成24年3月31日】 平成23年度中に、施設のあり方や今後の維持管理手法に ついて検討する	地域福祉課
23	沖島高齢者ふれあいひろば	社会福祉施設	直営管理		施設のあり方及び管理運営方法について検討する	高齢・障がい福祉課
24	市民共生センター	社会福祉施設	直営管理		管理運営業務における民間委託の拡充に向け検討する	高齢・障がい福祉課

「施設の管理運営状況及び見直しの方向性と課題」別表

施設番号	施設名 (平成22年12月末現在で設置条例が施行されている施設)	区分 (欄外 1参照)	平成22年度の管理形態		今後の管理運営の見直しの方向性や検討すべき課題等	所管部署
			管理形態	備考		
25	1 末広東老人憩いの家	社会福祉施設	地元自治会等による利用と日常管理			高齢・障がい福祉課
	2 末広西老人憩いの家	社会福祉施設	地元自治会等による利用と日常管理			高齢・障がい福祉課
	3 住吉老人憩いの家	社会福祉施設	地元自治会等による利用と日常管理			高齢・障がい福祉課
26	岡山ふれあいセンター	社会福祉施設	直営管理		指定管理者制度の導入に向け調整する	高齢・障がい福祉課
27	北里ふれあいホール	社会福祉施設	直営管理		指定管理者制度の導入に向け調整する	高齢・障がい福祉課
28	1 八幡こどもの家	社会福祉施設	指定管理者制度		指定期間【平成21年4月1日～平成24年3月31日】 (欄外 2参照)	子ども支援課
	2 桐原東こどもの家	社会福祉施設	指定管理者制度		指定期間【平成21年4月1日～平成24年3月31日】 (欄外 2参照)	子ども支援課
	3 馬淵こどもの家	社会福祉施設	指定管理者制度		指定期間【平成21年4月1日～平成24年3月31日】 (欄外 2参照)	子ども支援課
	4 安土こどもの家	社会福祉施設	指定管理者制度		指定期間【平成22年4月1日～平成27年3月31日】 (欄外 2参照)	子ども支援課
29	1 八幡子どもセンター	社会福祉施設	直営管理			子ども支援課
	2 八幡西子どもセンター	社会福祉施設	直営管理			子ども支援課
	3 八幡西子どもセンター別館	社会福祉施設	直営管理	桐原コミュニティセンターに併設		子ども支援課
	4 八幡東子どもセンター	社会福祉施設	直営管理			子ども支援課
30	1 八幡保育所	社会福祉施設	直営管理			幼児課
	2 桐原保育所	社会福祉施設	直営管理			幼児課
	3 沖島保育所	社会福祉施設	直営管理	平成20年度～平成22年度まで休止	・平成23年3月末に廃止する ・用途廃止後の管理運営方法について調整する	幼児課
31	1 八幡幼稚園	文教施設	直営管理			幼児課
	2 島幼稚園	文教施設	直営管理			幼児課
	3 沖島幼稚園	文教施設	直営管理	沖島小学校内に設置		幼児課
	4 岡山幼稚園	文教施設	直営管理			幼児課
	5 金田幼稚園	文教施設	直営管理			幼児課
	6 桐原幼稚園	文教施設	直営管理			幼児課
	7 馬淵幼稚園	文教施設	直営管理			幼児課
	8 北里幼稚園	文教施設	直営管理			幼児課
	9 安土幼稚園	文教施設	直営管理			幼児課
	10 老蘇幼稚園	文教施設	直営管理			幼児課
32	1 武佐子ども園(武佐保育所、武佐幼稚園)	文教施設 社会福祉施設	直営管理			幼児課
	2 武佐子ども園別館	文教施設 社会福祉施設	直営管理			幼児課
33	1 市民保健センター	社会福祉施設	直営管理			健康推進課
	2 安土保健センター	社会福祉施設	直営管理			健康推進課
34	近江八幡駅南総合スポーツ施設	レクリエーション ・スポーツ施設	指定管理者制度		指定期間【平成21年4月1日～平成26年3月31日】 (欄外 2参照)	生涯スポーツ課
35	運動公園	レクリエーション ・スポーツ施設	直営管理		統廃合及び指定管理者制度の導入も視野に入れ、管理運営方法を検討する	生涯スポーツ課
36	桐原社会体育施設	レクリエーション ・スポーツ施設	直営管理			
37	雪野山グラウンド	レクリエーション ・スポーツ施設	直営管理			
38	安土B&G海洋センター	レクリエーション ・スポーツ施設	直営管理			
39	安土西の湖自然ふれあい施設	レクリエーション ・スポーツ施設	直営管理			
40	安土大中グラウンド	レクリエーション ・スポーツ施設	直営管理			
41	市民体育館(新町)	レクリエーション ・スポーツ施設	直営管理		現施設は老朽化が著しいため、平成23年度に取り壊し予定	生涯スポーツ課
42	八幡公園	基盤施設	直営管理			土木管理課
43	篠原公園	基盤施設	直営管理			土木管理課

「施設の管理運営状況及び見直しの方向性と課題」別表

施設番号	施設名 (平成22年12月末現在で設置条例が施行されている施設)	区分 (欄外 1参照)	平成22年度の管理形態		今後の管理運営の見直しの方向性や検討すべき課題等	所管部署
			管理形態	備考		
44	1 駅前第1街区公園	基盤施設	直営管理	日常管理は地元自治会等に委託		土木管理課
	2 駅前第2街区公園	基盤施設	直営管理	日常管理は地元自治会等に委託		土木管理課
	3 駅前第3街区公園	基盤施設	直営管理	日常管理は地元自治会等に委託		土木管理課
	4 八幡街区公園	基盤施設	直営管理	日常管理は地元自治会等に委託		土木管理課
	5 中央第1街区公園	基盤施設	直営管理	日常管理は地元自治会等に委託		土木管理課
	6 中央第2街区公園	基盤施設	直営管理	日常管理は地元自治会等に委託		土木管理課
	7 中央第3街区公園	基盤施設	直営管理	日常管理は地元自治会等に委託		土木管理課
	8 中村街区公園	基盤施設	直営管理	日常管理は地元自治会等に委託		土木管理課
	9 江頭街区公園	基盤施設	直営管理	日常管理は地元自治会等に委託		土木管理課
	10 為心町公園	基盤施設	直営管理	日常管理は地元自治会等に委託		土木管理課
	11 末広公園	基盤施設	直営管理	日常管理は地元自治会等に委託		土木管理課
	12 出町公園	基盤施設	直営管理	日常管理は地元自治会等に委託		土木管理課
	13 蟻尾児童公園	基盤施設	直営管理	日常管理は地元自治会等に委託		土木管理課
	14 駅南第1児童公園	基盤施設	直営管理	日常管理は地元自治会等に委託		土木管理課
	15 駅南第2児童公園	基盤施設	直営管理	日常管理は地元自治会等に委託		土木管理課
	16 駅南第3児童公園	基盤施設	直営管理	日常管理は地元自治会等に委託		土木管理課
	17 駅南第4児童公園	基盤施設	直営管理	日常管理は地元自治会等に委託		土木管理課
	18 駅南第5児童公園	基盤施設	直営管理	日常管理は地元自治会等に委託		土木管理課
	19 上田町第1公園	基盤施設	直営管理	日常管理は地元自治会等に委託		土木管理課
45	1 一般公営住宅(西本郷町)	基盤施設	直営管理		<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅長寿命化計画に基づき計画的な営繕と整備を推進する 指定管理者制度の導入等、管理運営方法について検討する 	住宅課
	2 一般公営住宅(土田町)	基盤施設	直営管理			
	3 一般公営住宅(多賀町)	基盤施設	直営管理			
	4 一般公営住宅(馬淵町:岩倉)	基盤施設	直営管理			
	5 一般公営住宅(中小森町)	基盤施設	直営管理			
	6 一般公営住宅(安土町上豊浦)	基盤施設	直営管理			
	7 一般公営住宅(安土町下豊浦:松原)	基盤施設	直営管理			
	8 一般公営住宅(安土町下豊浦:神楽)	基盤施設	直営管理			
	9 一般公営住宅(安土町下豊浦:弁天)	基盤施設	直営管理			
	10 一般公営住宅(安土町下豊浦:宮津)	基盤施設	直営管理			
46	1 特定目的公営住宅(末広町:末広)	基盤施設	直営管理		<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅長寿命化計画に基づき計画的な営繕と整備を推進する 指定管理者制度の導入等、管理運営方法について検討する 	住宅課
	2 特定目的公営住宅(末広町:末広西)	基盤施設	直営管理			
	3 特定目的公営住宅(末広町:末広9丁目)	基盤施設	直営管理			
	4 特定目的公営住宅(末広町:蒲生野)	基盤施設	直営管理			
	5 特定目的公営住宅(末広町:上蒲生野)	基盤施設	直営管理			
	6 特定目的公営住宅(市井町)	基盤施設	直営管理			
	7 特定目的公営住宅(堀上町)	基盤施設	直営管理			
	8 特定目的公営住宅(武佐町:吉ヶ藪)	基盤施設	直営管理			
	9 特定目的公営住宅(武佐町:追分)	基盤施設	直営管理			
	10 特定目的公営住宅(大森町)	基盤施設	直営管理			
	11 特定目的公営住宅(池田本町:住吉)	基盤施設	直営管理			
	12 特定目的公営住宅(音羽町:音羽西)	基盤施設	直営管理			
	13 特定目的公営住宅(音羽町:音羽東)	基盤施設	直営管理			

「施設の管理運営状況及び見直しの方向性と課題」別表

施設番号	施設名 (平成22年12月末現在で設置条例が施行されている施設)	区分 (欄外 1参照)	平成22年度の管理形態		今後の管理運営の見直しの方向性や検討すべき課題等	所管部署
			管理形態	備考		
47	1 改良住宅：中層（末広町：上蒲生野）	基盤施設	直営管理		市営住宅長寿命化計画に基づき計画的な営繕と整備を推進する	住宅課
	2 改良住宅：中層（末広町：松林）	基盤施設	直営管理			
	3 改良住宅：中層（市井町）	基盤施設	直営管理			
	4 改良住宅：中層（武佐町：吉ヶ藪西）	基盤施設	直営管理			
	5 改良住宅：中層（八幡町：八幡南）	基盤施設	直営管理			
48	1 改良住宅：2戸1（長光寺町：松原）	基盤施設	直営管理		近江八幡市改良住宅（二戸一）譲渡基本方針に基づき譲渡を推進する	住宅課
	2 改良住宅：2戸1（末広町：蒲生野）	基盤施設	直営管理			
	3 改良住宅：2戸1（末広町他：末広町内）	基盤施設	直営管理			
	4 改良住宅：2戸1（西生来町：小野）	基盤施設	直営管理			
	5 改良住宅：2戸1（市井町）	基盤施設	直営管理			
	6 改良住宅：2戸1（市井町他：八幡小集落）	基盤施設	直営管理			
	7 改良住宅：2戸1（八幡町）	基盤施設	直営管理			
	8 改良住宅：2戸1（音羽町）	基盤施設	直営管理			
	9 改良住宅：2戸1（安土町桑実寺）	基盤施設	直営管理			
49	沖之島漁港	産業振興施設	指定管理者制度		指定期間【平成21年4月1日～平成24年3月31日】 (欄外 2参照)	農政課
50	1 佐波江舟だまり	産業振興施設	指定管理者制度		指定期間【平成23年4月1日～平成26年3月31日】 (欄外 2参照)	農政課
	2 野村舟だまり	産業振興施設	指定管理者制度			
	3 牧舟だまり	産業振興施設	指定管理者制度			
	4 長命寺舟だまり	産業振興施設	指定管理者制度			
	5 切通し舟だまり	産業振興施設	指定管理者制度			
	6 安土豊浦舟だまり	産業振興施設	直営管理		指定管理者制度の導入に向けた調整を行う	農政課
51	白雲館	文教施設	指定管理者制度		指定期間【平成21年4月1日～平成24年3月31日】 (欄外 2参照)	商工観光労政課
52	勤労者福祉センター（アクティ近江八幡）	基盤施設	指定管理者制度		指定期間【平成23年4月1日～平成24年3月31日】 施設のあり方や今後の維持管理手法について検討する	商工観光労政課
53	1 観光駐車場（多賀）	基盤施設	直営管理		・小幡の観光駐車場に隣接する施設の解体に伴い、平成23年度に駐車場の拡張整備を行う ・総合的な市営観光駐車場の整備及び管理運営のあり方を検討する	商工観光労政課
	2 観光駐車場（小幡）	基盤施設	直営管理			商工観光労政課
54	安土城郭資料館	文教施設	指定管理者制度		指定期間【平成23年4月1日～平成24年3月31日】 (欄外 2参照)	商工観光労政課
55	沖島浄化センター	基盤施設	直営管理			下水道課
56	1 大中西部地区農業集落排水処理施設	基盤施設	直営管理			下水道課
	2 佐波江地区農業集落排水処理施設	基盤施設	直営管理			下水道課
57	安土墓地公園	基盤施設	直営管理	日常管理は地元に委託		住民課
58	石寺きぬがさ墓地公園	基盤施設	直営管理	日常管理は地元に委託		住民課
59	安土健康づくりセンター	社会福祉施設	指定管理者制度		指定期間【平成21年4月1日～平成26年3月31日】 平成23年度に、健康づくりセンターのあり方検討委員会を設置し、施設の有効活用と管理運営のあり方を検討する	健康福祉課
60	安土ひだまり庵	社会福祉施設	直営管理			健康福祉課
61	安土やすらぎホール	社会福祉施設	直営管理			健康福祉課
62	安土デイサービスセンター	社会福祉施設	指定管理者制度		指定期間【平成23年4月1日～平成24年3月31日】 平成23年度中に、施設の管理運営のあり方を検討する	健康福祉課
63	安土多世代交流館	社会福祉施設	直営管理		平成23年度から指定管理者制度を導入する 指定期間【平成23年4月1日～平成26年3月31日】 (欄外 2参照)	健康福祉課
64	1 あづちマリエート	レクリエーション・スポーツ施設	指定管理者制度		指定期間【平成23年4月1日～平成26年3月31日】 平成23年度に、安土文芸の郷施設あり方検討委員会を設置し、各施設の総合的な有効活用と管理運営のあり方を検討する (欄外 2参照)	文化体育振興課
	2 安土文芸セミナリヨ	文教施設	指定管理者制度			
	3 安土城天主信長の館	文教施設	指定管理者制度			
	4 安土文芸の郷グラウンド	レクリエーション・スポーツ施設	指定管理者制度			

「施設の管理運営状況及び見直しの方向性と課題」別表

施設番号	施設名 (平成22年12月末現在で設置条例が施行されている施設)	区分 (欄外 1参照)	平成22年度の管理形態		今後の管理運営の見直しの方向性や検討すべき課題等	所管部署
			管理形態	備考		
64	5 安土文芸の郷レストラン	レクリエーション・スポーツ施設	指定管理者制度		指定期間【平成23年4月1日～平成26年3月31日】平成23年度に、安土文芸の郷施設あり方検討委員会を設置し、各施設の総合的な有効活用と管理運営のあり方を検討する (欄外 2参照)	文化体育振興課
	6 安土スペイン広場	レクリエーション・スポーツ施設	指定管理者制度			
	7 安土文芸の郷公園	基盤施設	指定管理者制度			
	8 安土文芸の郷練習場	レクリエーション・スポーツ施設	指定管理者制度			
65	1 八幡小学校	文教施設	直営管理			教育委員会事務局
	2 島小学校	文教施設	直営管理			教育委員会事務局
	3 沖島小学校	文教施設	直営管理			教育委員会事務局
	4 岡山小学校	文教施設	直営管理			教育委員会事務局
	5 金田小学校	文教施設	直営管理			教育委員会事務局
	6 桐原小学校	文教施設	直営管理			教育委員会事務局
	7 桐原東小学校	文教施設	直営管理			教育委員会事務局
	8 馬淵小学校	文教施設	直営管理			教育委員会事務局
	9 北里小学校	文教施設	直営管理			教育委員会事務局
	10 武佐小学校	文教施設	直営管理			教育委員会事務局
	11 安土小学校	文教施設	直営管理			教育委員会事務局
	12 老蘇小学校	文教施設	直営管理			教育委員会事務局
66	1 八幡中学校	文教施設	直営管理			教育委員会事務局
	2 八幡東中学校	文教施設	直営管理			教育委員会事務局
	3 八幡西中学校	文教施設	直営管理			教育委員会事務局
	4 安土中学校	文教施設	直営管理			教育委員会事務局
67	安土町公民館	文教施設	直営管理			生涯学習課 中央公民館
68	1 近江八幡図書館	文教施設	直営管理		平成23年度に、図書館協議会において図書館運営の課題の明確化と施設の管理運営あり方を検討する	図書館
	2 安土図書館	文教施設	直営管理			
69	総合医療センター	社会福祉施設	直営管理			総合医療センター総務課

1 区分は、総務省から公表された「公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査結果（平成19年1月）」に準じて分類している

2 指定期間が終了する年には、今までの利用状況から施設の必要性や管理運営のあり方についての再検証を行う（4ページ参照）